

することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。例えば、1の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と他の事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間(指定デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定デイサービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

第3章 居宅介護に関する基準

第1節 人員に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第5条。以下条文番号は知的障害者・児童についても同じ。)

① 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者(ホームヘルパー)の要件については、別途お示しするところによる。

② 勤務日及び勤務時間が不定期な従業者(以下「登録従業者」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録従業者

- 1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。
- ロ 登録従業者によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。
- ③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

(2) サービス提供責任者(基準第5条)

同条第2項は、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

- ① 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。
- ② サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。
- イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ロ 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、ロの基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる(具体的には、例えば、常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の延べサービス提供時間は520時間となるが、ロの基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。
- ③ サービス提供責任者は、身体介護又は家事援助を行う指定居宅介護事業者については、
- イ 介護福祉士
- ロ 居宅介護従業者養成研修 ((1) ①で別途お示しするところによる居宅介護の提供にあたる従業者に係る養成研修をいう。以下同じ。) の1級課程(「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年6月20日障発第263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「旧通知」という。)の1級課程を含む。)を修了した者
- ハ ロの居宅介護従業者養成研修の2級課程(旧通知の2級課程を含む。)を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者

のうちいづれかに該当する従業者から選任すること。

介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するものについても、上記イからハと同様に取り扱って差し支えないものとする。

移動の介護又は日常生活支援を専ら行う指定居宅介護事業者については、上記イからハに該当する従業者を確保できない場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者をサービス提供責任者として選任すること。

④ ③のハに掲げる「2級課程の研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者」とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第一号に規定する「3年以上介護等の業務に従事した者」と同様とし、その具体的な取り扱いについては、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉試験の受験資格の認定に係わる介護等の業務の範囲等」を参考とされたい。

なお、3年間の実務経験の要件が達成された時点と2級課程の研修修了時点との前後関係は問わないものであること。

また、介護等の業務に従事した期間には、ボランティアとして介護等を経験した期間は原則として含まれないものであるが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第1号）に基づき設立された特定非営利活動法人が身体障害者福祉法第17条の17第1項（知的障害者福祉法第15条の17第1項、児童福祉法第21条の17第1項）の規定に基づき居宅介護に係る指定を受けている又は受けたことが確実に見込まれる場合であって、当該法人が指定を受けて行うことを予定している居宅介護と、それ以前に行ってきた事業とに連続性が認められるものについては、例外的に、当該法人及び法人格を付与される前の当該団体に所属して当該事業を担当した経験を有する者の経験を、当該者の3年の実務経験に算入して差し支えないものとする。

なお、この場合において、介護福祉士国家試験の受験資格として実務経験の算入を認められたものと解してはならないこと。

⑤ 2級課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものとサービス提供責任者とする取り扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に1級課程の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないこと。

（3）管理者（基準第6条）

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合

② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。)

(4) 人員の特例要件について

① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）を1以上とすること。

なお、当該主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、主として障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。

なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。

ウ 管理者について

指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

② 支援費制度上の指定居宅介護事業者が、他の指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法3法の指定居宅介護事業者として指定を受ける場合の要件も同様とする。）

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて

1以上で足りるものとする。(同上)

ウ 管理者について

当該事業所に置くべき管理者が、他の指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。(同上)

第2節 設備に関する基準(基準第7条)

(1) 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(4) 1(4)①及び②の場合の設備要件については、上記の(1)から(3)の取り扱いに準じて取り扱われたい。

第3節 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明 (基準第8条)

利用者から利用の申し込みがあった場合には、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う必要がある。利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容

- ③ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定居宅介護の提供開始年月日
- ⑤ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(2) 契約支給量の報告等（基準第9条）

- ① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の居宅受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。
- ② 同条第2項は、居宅受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。
- ③ 同条第3項は、指定居宅介護事業者は、②の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

(3) 提供拒否の禁止（基準第10条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合は、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合である。

(4) あっせん、調整及び要請に対する協力（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、指定居宅支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。

(5) サービス提供困難時の対応（基準第12条）

指定居宅介護事業者は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第12条の規定により、適當な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格等の確認（基準第13条）

基準第13条は、指定居宅介護の利用に係る居宅生活支援費を受けることができるには、居宅支給決定身体障害者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。

(7) 居宅生活支援費支給の申請に係る援助（基準第14条）

- ① 同条第1項は、居宅支給決定を受けていないものから利用の申し込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに居宅生活支援費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。
- ② 同条第2項は、利用者の居宅支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(8) 身分を証する書類の携行（基準第17条）

利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(9) サービスの提供の記録（基準第18条）

利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での契約支給量の残量や指定居宅介護の利用状況を把握できるようにするために、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、内容(例えば身体介護と家事援助の別)、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

(10) 指定居宅介護事業者が利用者等に求めることができる金銭の支払の範囲等（基準第19条）

指定居宅介護事業者は、基準第20条第1項から第3項に規定する額のほかあいまいな名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに利用者等に金銭の支払を求めるることは差し支えないものである。

(11) 居宅利用者負担額等の受領（基準第20条）

- ① 同条第1項は、指定居宅介護事業者は、利用者に指定居宅介護を提供した場合に